

第3期西条市子ども・子育て支援事業計画(案)概要

1 計画策定の概要

【計画策定の趣旨】

出生数が予測を上回る速度で減少している背景には、様々な要因が複雑に絡み合っていることが指摘されている。こうした中、「こども基本法」が施行され、すべてのこども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活できる社会をめざすとしている。また、こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、子ども・子育て支援法が改正された。

少子化対策は、社会の都合で特定の価値観を押し付けたりするものであってはならないが、「このまちでこどもを産み育てたい」という個々の気持ちに寄り添うとともに、こどもの権利が守られ、その個性や才能を伸ばしていきける環境づくりを進めるため、こども・子育て支援施策を体系的かつ効果的に実施するための指針として、「第3期西条市子ども・子育て支援事業計画」を策定する。

【計画の位置づけ】

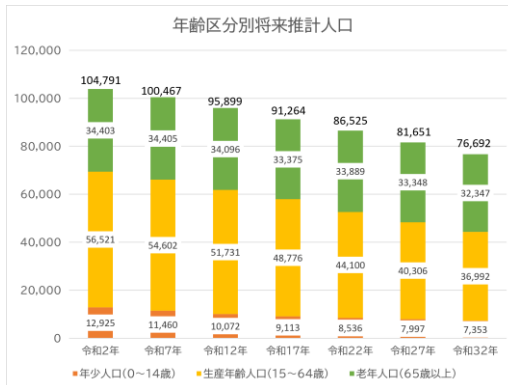
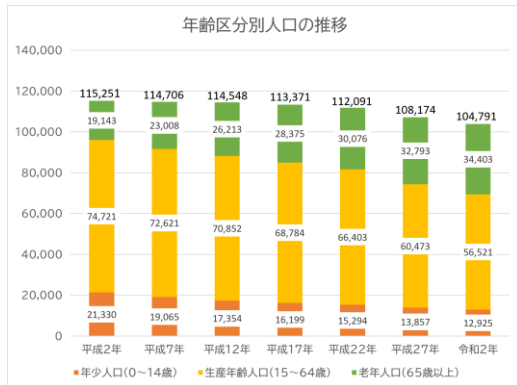
本計画は、こども基本法第3条で定める基本理念のつとりに、「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策推進法」第8条の規定に基づく「市町村行動計画」として策定する。また、併せて、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条の規定に基づく「自立促進計画」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条の規定に基づく「市町村計画」の位置づけを持つ計画として策定する。

【計画の期間】

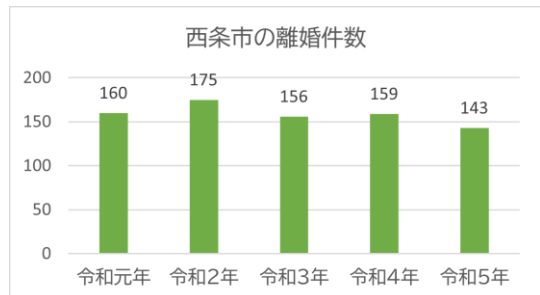
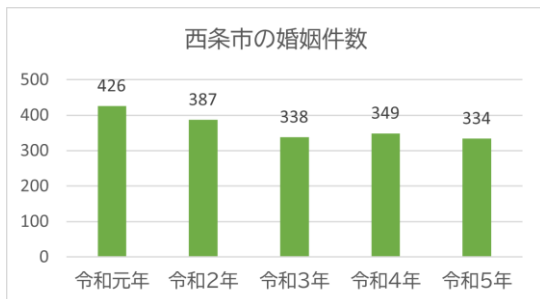
令和7年度から令和11年までの5年間

2 こどもと子育て家庭を取り巻く状況

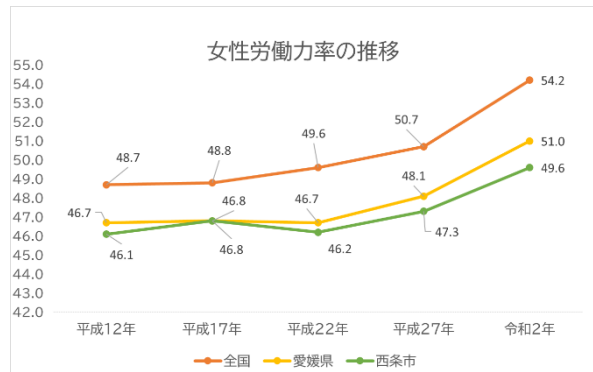
○ 実績・推計ともに、年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)が減少している。



○ 婚姻件数・離婚件数ともに減少傾向にある。



○ 女性労働力率は増加傾向にある。



3 計画の基本的な考え方

【めざす姿】

こどもと家庭と地域が伸び伸び育つまちづくりをめざして

こどもや子育て世帯を取り巻く環境は様々であり、置かれている環境等に関わらず将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう社会全体として取り組むことが求められている。本計画では、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備し、こどもが心身ともに健やかに育まれることをめざす。

【計画の基本理念】

- こどもの人権の尊重
- すべてのこどもと子育て家庭の支援
- 地域社会全体での子育て支援

4 施策の展開

【基本目標】1 こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培うことを支援します

こどもや母親の健康の確保、幼児期の教育・保育の充実、保育所における質の向上、子育てサービスの充実

【基本目標】2 こどもの心と身体が健全に成長する環境を整備します

教育環境の充実、家庭や地域の教育力の向上、児童の健全育成活動の推進、思春期保健対策の充実

【基本目標】3 多様な支援ニーズに対応します

児童虐待の未然防止と支援、障がいのあるこどもへの支援の充実

【基本目標】4 子育て当事者が安心してこどもと向き合える環境を整備します

こどもの育ちを支える経済的支援、小児医療の充実、共働き・共育での推進、ひとり親家庭への支援の推進、安心して外出できる快適な環境の整備、こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進、食育の推進

5 子ども・子育て支援の提供体制

【教育・保育の提供区域の設定】

西条東部：西条、神拝、大町、玉津、飯岡

西条西部：神戸、禎瑞、橘、氷見

東 予：壬生川、周布、吉井、多賀、国安、吉岡、三芳、楠河、庄内

丹 原：丹原、徳田、田滝、田野、中川

小 松：小松、石根

【教育・保育の量の見込みと提供体制】

保護者を対象としたアンケート調査の結果、児童数の将来推計、教育・保育施設の配置状況、地域の実情等を踏まえ、以下の事業について、量の見込みを定める。

1号認定(教育、3～5歳)・2号認定(保育、3～5歳)・3号認定(保育、0～2歳)

【地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制】

過去の実績などをもとに、以下の事業について、量の見込み等を定める。

延長保育事業、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業、子育て短期支援事業、病児・病後児保育事業、地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、妊婦一般健康診査事業、放課後児童健全育成事業、子育て世帯訪問支援事業、妊婦等包括相談支援事業、乳児等通園支援事業、産後ケア、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業